

教務部関係

1. 授業時間

本学の授業は、90分をもって1時限とし、1日に5時限を行います。ただし、土曜日は2時限です。授業時間は次のとおりです。

時 限	授 業 時 間
第1時限	9時00分～10時30分
第2時限	10時40分～12時10分
第3時限	13時00分～14時30分
第4時限	14時40分～16時10分
第5時限	16時20分～17時50分

補講・集中科目等については、その都度掲示します。

2. 欠 席

授業の欠席事由が一定の理由に該当する場合は、学習院女子大学公認欠席取扱い内規に基づき、公認欠席の認定を願い出ることができます。

該当者は、第4条で指定された期間に、「公認欠席願」（教務部にて配付、ホームページからダウンロード可）及び必要書類を教務部に提出し、申請してください。公認欠席が認められた場合は、公認欠席願に教務部長の承認印が押された書類を欠席申請科目数分手渡します。次回授業時に各授業担当者に渡してください。

学習院女子大学公認欠席取扱い内規

(目的)

第1条 この内規は、授業の欠席に係る公認欠席（以下「公欠」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(公欠事由)

第2条 授業の欠席事由が次の各号の一に該当する場合は、学生は、公欠の認定を願い出ることができる。

- 一 資格課程に係る実習。ただし、実施期間及び打合せ日に限る。
- 二 忌引き。ただし、父母・兄弟姉妹・配偶者・子・祖父母・配偶者の父母に限定し、1親等及び配偶者は7日以内、それ以外は3日以内とする。
- 三 感染症法で定められている疾病及び学校伝染病罹患。ただし、医師の診断により、出席停止が必要とされた期間に限る。
- 四 災害。ただし、大学が必要と認める期間に限る。
- 五 その他、教務部長が認めたもの。

(手続き)

第3条 公欠は、公欠願（別に定める様式）により、教務部長に願い出るものとする。

第4条 公欠願の提出は、原則として事前に行うものとする。ただし、第2条第2号、第3号、第4号については、公欠事由消滅後1週間以内に公欠願を提出するものとする。

第5条 公欠願の願出にあたっては、次の診断書又は証明書の提出を必要とする。

- 一 第2条第2号該当の場合は、死亡診断書写し又は会葬礼状
- 二 第2条第3号該当の場合は、診断書
- 三 第2条第4号該当の場合は、罹災証明書写し

(事務の所管)

第6条 この内規に関する事務は、教務部が担当する。

(改正)

第7条 この内規の改正は、教務委員会の議を経て、教授会が決定する。

附 則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年5月23日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

第2条第3号に該当する疾患名と出席停止期間については、本学ホームページにて確認すること。

3. 休 講

1) 大学あるいは授業担当者の都合で止むを得ず授業を休講とする場合には、前もってホームページに掲示します。また、自分の履修科目を事前にメール配信システムに登録することにより、登録されている科目が休講となる場合、授業前日夜21時に携帯電話メール宛に通知がきますので、是非ご活用ください。

休講の掲示がなく、授業開始時刻を30分以上経過しても何の連絡もない場合には、教務部に問合せ、指示を受けてください。

2) 気象庁から気象に関する警報が発表された場合、また、自然災害・ストライキ等に起因して交通機関の運行が停止した場合は、下記（次頁）の基準を適用します。

休講となる条件 (①②③のひとつでも条件を満たす場合)	【気象に関する警報が発表された場合】	
	①「暴風・大雪・暴風雪警報のいずれか」が、「東京23区東部・東京23区西部ともに発表された」場合 (東京23区東部・東京23区西部のいずれか、あるいは多摩西部・多摩南部・多摩北部に警報が発表されても休講措置は講じない)	
	【自然災害・ストライキ等に起因する交通機関の運行停止の場合】	
③の対象となる交通機関	JR線	埼京・川越線（大崎～川越） 中央線（東京～高尾） 総武（快速）線（御茶ノ水・東京～千葉） 常磐（快速）線（上野～土浦） 京葉線（東京～蘇我）
	大手私鉄線等	京浜東北・根岸線（大船～大宮） 東北（宇都宮）線（上野～小山） 高崎線（上野～熊谷） 東海道線（東京～小田原） 横須賀線（東京～逗子） 東武東上線（池袋～森林公園） 東武伊勢崎線（浅草～東武動物公園） 西武池袋線（池袋～飯能） 西武新宿線（西武新宿～本川越） 小田急小田原線（新宿～本厚木） 京王（新）線（新宿～京王八王子） 京王井の頭線（渋谷～吉祥寺） 東京メトロ線（全線不通で1路線分とみなす）
		都営地下鉄（全線不通で1路線分とみなす） 東急東横線（渋谷～横浜） 東急田園都市線（渋谷～中央林間） 東急目黒線（目黒～武蔵小杉） 東急池上線（五反田～蒲田） 京浜急行本線（品川～浦賀） 京成本線（京成上野～成田空港） つくばエクスプレス線（秋葉原～つくば）
授業開始の条件	6：00までに ①②③の条件が全て解消された場合	平常どおり授業を行う
	6：00～10：00までに ①②③の条件が全て解消された場合	第3時限より授業を行う
	10：00を過ぎても ①②③のいずれかの条件が解消されない場合	当日の授業を全て休講とする

なお、台風の接近等により、交通機関が大幅に乱れることが予測される場合は、上記の基準によらず、学長の判断により、休講とすることがあります。

この場合は、大学ホームページおよび一斉メール配信により周知することとします。

3) 前項による措置の他、学長の判断により授業を休講とすることがあります。この場合は、掲示を行うとともに、できる限り速やかに大学ホームページに掲載いたします。

4. 大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合の授業

大規模地震対策特別措置法（大震法）に基づく警戒宣言が発せられた場合は授業を中止し、臨時に休業とします。

警戒宣言が解除されたときは次のとおりとします。

- (1) 6:00までに解除された場合は、平常通り授業を行う。
- (2) 10:00までに解除された場合には、第3時限より授業を行う。
- (3) 12:00を過ぎて解除された場合には、その翌日から授業を行う。

5. 掲 示

学生に対する伝達事項は、原則として掲示によって行います。学生は毎日機会あるごとに掲示を確認する習慣をつけることが肝要であり、掲示を読まなかったことを理由に、伝達された事柄に対する責任を免れることはできません。掲示内容についての電話による問合せには答えられません。

1) 教務関係の掲示

7号館1階北側玄関掲示板	授業、試験、呼び出しその他教務関係全般
7号館中庭側掲示場	特別授業開催通知
ホームページ	時間割変更、休講、教室変更、重要なお知らせ
携帯電話	

2) 各学科の掲示

研究室廊下の壁面掲示場及び 7号館中庭側掲示場	呼び出し、その他連絡事項全般
----------------------------	----------------

6. 論文・レポート

論文（卒業論文、卒業研究、修士論文、特定課題研究等）およびレポートは成績評価に関わるため、定期試験と同等のものとして扱われます。下記の注意を遵守しない論文・レポートは不合格となるだけでなく、教務委員会で悪質と判断された場合は不正行為として処分の対象となります。論文・レポートの執筆と提出に際しては下記の事項に注意してください。

1) 論文・レポートの執筆および提出に際しての注意

- (1) 論文・レポートの執筆にあたっては、書式、内容、分量（字数）等について担当教員の指示に従うこと。
- (2) 他人の見解やデータが自分の見解やデータだと誤解される書き方をしないこと。他人の見解やデータを参照する場合、引用部分のかぎ括弧（引用符）でくくるなどし、要約部分もそれとわかるように表現する。
- (3) 他人の見解やデータを自分の論文・レポートに取り入れる場合、引用や要約は論文・レポートの議論を成り立たせるための必要最小限の範囲にとどめること。
- (4) 自分の文章が分量の面でも内容の面でも主であり、引用部分・要約部分はあくまで従となる範囲にとどめること。引用部分・要約部分が論文・レポートの文章の過半を占めてはならないし、引用・要約は自分の議論を成り立たせるための材料としてのみ許される。
- (5) 引用部分・要約部分には適切に注を付けて出典を明示すること。また、論文・レポートの末尾に参照文献リストを添えること。
- (6) 論文・レポートには所定の表紙を付けること。表紙には、論文・レポートの題目、科目名、担当教員名、提出日のほか、執筆者の氏名、所属学科（研究科）、学年、学籍番号などの必要事項

を記載する（記載事項は表紙の書式に従う）。表紙に不備があった場合、提出された論文・レポートが採点されないことがある。

- (7) 論文・レポートは散逸しないよう、所定のファイルに綴じるか、ホチキス等でしっかり綴じること。クリップは外れる可能性があるので使用しない。
 - (8) 提出期限（日付、時間）を厳守すること。
 - (9) 提出方法や提出先を間違えないこと。特にレポートボックスに提出する場合、ボックスが正しいかどうか必ず確認すること。本学ではレポートボックスからレポートを回収する際に、複数回のチェックを行っている。執筆者が提出したと主張する場合でも、回収時のチェックの際に存在しないレポートは未提出として扱われる。
- 2) 次の行為は不正行為となります。教務委員会で悪質と判断された場合は、学則第44条および学内試験における不正行為者の処分内規等に基づき厳重な処分を行います。
- (1) 論文・レポートの執筆に際して、他人の著作物やインターネット上の情報などを参照・引用しながら、引用部分（要約の場合を含む）を明示せず、あるいは出典を示さず、自分の創意によるものように装うこと。
 - (2) 他人が執筆した論文・レポートを自分が執筆したものとして提出すること。他人の論文・レポートを、表紙を変えるなどしてそのまま提出した場合だけでなく、複写・書写した場合、翻訳した場合、加筆・修正した場合なども含まれる。もとの執筆者が許諾した場合も不正行為となる。
 - (3) 他人が(2)に該当する行為をしようとしていることを知りながら、自分が執筆した論文・レポートを提供すること。
 - (4) 代人に論文・レポートの執筆を依頼すること。また、そのような依頼を引き受けること。ただし、身体的理由等により担当教員が口述筆記を許可または指示した場合を除く。
 - (5) 論文・レポートを複数の者が共同して執筆すること。ただし、担当教員が許可または指示した場合、執筆要項等で共同執筆が認められている場合を除く。（学生が共同で学習、研究、討論する過程を経て論文・レポートを作成すること自体は推奨されるが、論文・レポートは個人の成績評価に関わるため、執筆は基本的に1人で行うことが前提となる。）
 - (6) 論文・レポートに利用する資料やデータを捏造または改竄すること。
 - (7) その他、法律的、道徳的、研究倫理的な観点から不当と判断されるあらゆる行為。

7. 試 験

定期試験は、春学期の期末試験を7月下旬に、秋学期の期末試験を1月下旬に各々実施しますが、授業科目によっては、この期間外に実施することもあります。定期試験の時間割は1～2週間前に掲示（ホームページ含む。）します。

1) 試験実施時間

時 限	試 験 時 間
第1時限	9時00分～10時20分
第2時限	10時50分～12時10分
第3時限	13時10分～14時30分
第4時限	15時00分～16時20分
第5時限	16時50分～18時10分

2) 受験上の注意

- (1) 履修登録した授業科目でなければ受験することはできない。
- (2) 試験時間割には、平常の授業と試験の曜日・時限・教室が異なる科目があるので注意すること。
- (3) 受験の際には、必ず学生証を携帯し、試験時間中は常に机上（通路側）に呈示しておかなければならない。
- (4) 学生証を忘失した者は、試験期間中に限り特別に発行する「仮学生証（学内試験用）」の交付を受け、呈示しなければならない。仮学生証は、学生部で発行する。
- (5) 学生証、筆記具、持ち込みを許された本・ノート類以外の所持品は、バッグ等に入れて空いている椅子の上に置く。本・ノート類を広げたまま置いてはならない。
- (6) 試験開始の合図があるまで、配付された問題を見てはならない。
- (7) 試験開始後20分以上遅刻した者は受験を認めない。また、試験開始後30分を経過するまでは、試験場からの退出を許可しない。解答を断念した場合も同様である。試験開始後30分以内に無断で退室したときは、不正行為とみなす。
- (8) 解答用紙には、最初にボールペンもしくは万年筆で学籍番号、氏名等所要事項を記入し、退出の際には、教卓、教壇等指示された場所に必ず提出しなければならない。解答を断念した場合も同様である。
- (9) 手洗い等のため、一時退室することは認めない。
- (10) 携帯電話、スマートウォッチ等は、電源を切った上バッグ等の中にしまうこと。時計の代用として使用してはならない。
- (11) 定期試験における「放棄」「棄権」の申し出は認めない。

3) 次の行為は不正行為として、学則第44条および学内試験における不正行為者の処分内規等に基づき厳重な処分を行います。

- (1) 持ち込みを許可されていないノート、教科書、参考書、辞書、携帯電話、計算機・翻訳機能付き時計等を参照すること。
- (2) 持ち込みを許可された教科書、辞書等に不正行為を目的として予め書き込み（手書きやコピーの貼り付けを含む）をすること。
- (3) 試験時間中にノート、教科書、参考書、辞書等を貸借すること。
- (4) 代人が受験すること。
- (5) 他人の答案をのぞき見て写したり、写させたりすること。
- (6) 試験内容に関する私語をすること。
- (7) 試験開始後、退室して後、監督の許可なく再入室すること。
- (8) 答案を提出せずに持ち帰ること。
- (9) 以上の不正行為に類する行為又は疑わしい行為をすること。

学内試験における不正行為者の処分内規

第1条 この内規は、学習院女子大学学則（以下「学則」という。）第44条に基づき、学内試験における不正行為者の処分に関する必要事項を定める。

第2条 不正行為者の処分は、教授会の議を経て、学長が行う。

第3条 不正行為者の処分は、原則として、停学処分とし当該学期の全履修単位を無効とする。ただし、学外で実習を行うことを制度上必須の条件として単位の認定がなされる授業科目については、無効としないことがある。

第4条 停学期間は、原則として、当該学期の末日までとする。

第5条 停学期間は、学則第14条に定める修業年限および第15条に定める在学年限に含まれる。

第6条 不正行為者の処分に関する事務は、学生部が取り扱う。

第7条 この内規の改正は、学生委員会の議を経て、教授会が決定する。

附 則

この内規は、平成10年4月1日から施行する。

8. 追 試 験

病気等正当な事由のため学期末試験期間内に実施された試験を受けられなかった者については、試験期間終了後5日以内の事務手続き時間内に、下記の要領で追試験願を提出した場合に限り、教授会又は研究科委員会の承認を経て追試験を行うことがあります。

1. (1) 追試験願は、必要事項を記入し、追試験料（1科目¥1,000）を自動発行機により払い込み、証紙を添えて教務部に提出すること。ただし、(2)②、⑥を理由とする場合は、追試験料を免除する。
 - (2) 所定の試験日に受験できなかった理由は詳細に記載すること。
 - ① 病気の場合は、医師の診断書を添付すること。
 - ② 交通機関等の事故による遅刻は、最寄りの機関で発行する証明書などを添付すること。本人の不注意による遅刻は追試験を認めません。
 - ③ 忌引の場合は、死亡診断書の写しなどを添付すること。
 - ④ 就職試験と重なった場合は、来社証明書（キャリア支援部が交付する所定の用紙による）を添付すること。
 - ⑤ 資格課程に係る実習と重なった場合は、実習受入承諾書等を添付すること。
 - ⑥ f-Campusなどにより他大学の授業・試験と重なった場合は、他大学の当該授業又は当該試験の実施日時が確認できるものを添付すること。
2. 追試験が教授会・研究科委員会で承認されたか否かは、7号館外の掲示板に掲示します。

9. 転 科

第2 Semester以上在籍する者は、転科を出願することができます。但し、第2 Semester在籍者は第3 Semesterへの、第3 Semester以上在籍者は第4 Semesterへの、第4 Semester以上在籍者は一律第5 Semesterへの転科出願となります。なお、英語コミュニケーション学科への転科については、受験出願条件としてTOEIC 730点以上の英語力が必要となるほか、第3 Semesterへの転科に限りますので留意してください。

出願に際しては、現在所属している学科の教務委員の指導を必ず受けてください。

転科は、筆記試験の秀でた成績に加えて、しっかりした転科希望理由があって初めて認められる制度です。出願の取り下げは認められませんので、充分考慮のうえ、出願してください。

転科希望者は、5月上旬又は10月上旬に、教務部までお問い合わせください。

10. 留 学

本学在学中に留学するには、以下の4つの方法があります。いずれも事前の相談が必要になりますので、早めに所定の相談窓口で留学の希望を申し出てください。

また、奨学金を受けている学生は、留学前に学生部にて奨学金に関する手続きが別途必要となるので申し出てください。

①協定留学

本学と学生交換プログラムを含む交流協定を結んでいる海外の大学に留学する制度。学内選考を経て、本学から派遣された協定校に留学する。希望者は国際交流推進センターに問い合わせること。

留学先大学	学生交換プログラムを実施している協定校
留学期間・修業年限	原則1年。(留学期間は在籍年数に算入される。4年間で卒業することが可能。)
学費	本学学費全学納入。協定校学費免除。
募集	春学期派遣5月および秋学期派遣10月

②私費留学

学士の学位授与権のある大学または当該大学に直結する附置機関に、事前に本学の許可を受けて留学すること。留学手続き等はすべて個人で行う。留学中のプログラムの認定作業を伴うので、希望者は留学する3ヶ月前までに各学科教務委員へ相談すること。

留学先大学	学士の学位授与権のある大学または当該大学に直結する附置機関。協定校の枠にとらわれずに留学先を選ぶことができるが、事前に提出された留学中のプログラムの内容によっては、留学と認定されないことがある。
留学期間・修業年限	原則1年。(留学期間は在籍年数に算入される。4年間で卒業することが可能。)
学費	本学学費減免。留学先は自費。

*ミズウリ南部州立大学(私費留学)について

上記大学に私費で留学を希望する学生は、同校の好意により、州内の学生と同額の授業料で留学することができる。募集および選考については「協定留学に関する規程」に準ずるため、希望者は必ず国際交流推進センターへ問い合わせること。

*カリフォルニア大学デービス校について

上記大学は、協定に基づき派遣されるが、すべて私費留学となる。募集および選考については「協定留学に関する規程」に準ずるため、希望者は必ず国際交流推進センターへ問い合わせること。

③ダブルディグリー留学

自大学に在籍しながら、海外の大学に留学して、それぞれの大学で修得した単位の一部を両大学が相互に単位認定することで、両大学の学位を取得すること。希望者は、4月上旬に教務部が行うダブルディグリー説明会に出席すること。

留学先大学	レスブリッジ大学
留学期間・修業年限	2年次秋学期から留学する場合は、原則として5学期、3年次秋学期から留学する場合は、原則として4学期。(留学期間は在籍年数に算入される。最短5年間で卒業することが可能。)
学費	本学学費減免。留学先は自費。

④その他の留学

本学を休学して、海外の語学学校・専門学校などへ留学すること。休学希望者は学生部に申し出ること。(休学を届け出る必要はありませんが、夏休み等の長期休暇を利用して留学する場合には学科事務室に申し出ること。)

留学先	海外の語学学校・専門学校など
留学期間・修業年限	学則に定められている「留学」とは認められない。学籍上休学となる。休学期間は在籍年数に算入されない。
学費	本学学費減免。留学先は自費。

* 留学にあたり、必ず以下の届出をすること。

・ 海外渡航に関する届出

3ヶ月未満の渡航…渡航前に外務省HPより外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録

3ヶ月以上の渡航…渡航後、その居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」の提出

・ 帰国後の届出

帰国当日もしくは翌日までに、必ず健康状態申告書を保健室に提出すること。

（書式は保健室HPからダウンロードすることができる。）

学習院女子大学協定留学に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、学習院女子大学学則（以下「学則」という。）第36条に定める協定留学に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「協定留学」とは、海外の大学との交流協定に基づく留学で、第5条から第7条までの手続を経て、学長の許可を得たものをいう。

（留学期間）

第3条 協定留学の期間（以下「留学期間」という。）は、原則として2学期とする。ただし、特別の事情がある場合は、さらに2学期まで延長を認めることがある。

2 留学期間は、修業年限及び在学年限に算入する。

（留学希望者に対する指導）

第4条 協定留学を希望する者（以下「留学希望者」という。）は、留学先大学の適否及び履修計画について、教務部、国際交流推進センター、所属学科の学科主任及び教務委員の指導を受けなければならない。

（募集及び選考）

第5条 留学希望者は、別に定める期日までに、所定の出願書類を国際交流推進センターに提出しなければならない。

2 選考は、書類審査及び面接試験により、国際交流推進委員会が行う。

（選考結果の通知）

第6条 国際交流推進委員会は、留学希望者の選考結果を、本人に通知する。

（留学手続）

第7条 選考を通過した者は、留学先大学の入学許可証を添えて協定留学願を教務部に提出し、許可を得なければならない。

2 協定留学の決定は、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

（留学期間中の納付金）

第8条 協定留学の許可を得た者（以下「派遣留学生」という。）については、留学期間中の本学における授業料その他の納付金を減免する。ただし、交流協定書の定めるところにより、留学先大学

の納付金が減免される場合は、この限りでない。

(留学期間中の生活状況等報告)

第9条 派遣留学生は、留学期間中、国際交流推進センターへ定期的に生活状況等の報告を行わなければならない。

(留学期間の変更)

第10条 派遣留学生が協定留学願に記載した留学期間を変更しようとする場合は、父母保証人を通じて留学期間変更願を教務部に提出し、国際交流推進委員会、教務委員会及び教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(留学の中止)

第11条 派遣留学生が留学期間中に特別の事情により留学を取りやめようとする場合は、前条の規定を準用する。

(留学許可の取消し及び処分)

第12条 本学は、派遣留学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、留学許可を取り消すとともに、学則に基づき処分を行うことがある。

- 一 提出書類に虚偽の記載がある場合
- 二 許可なく留学途中で留学期間、留学先等を変更した場合
- 三 その他学生としての本分に反する行為があった場合

(単位の認定)

第13条 協定留学を終えて帰国した者のうち学則第30条及び第31条に基づく単位の認定を願い出る者は、留学した大学の成績証明書及び当該単位認定に係るシラバスの写しを添えて、単位認定申請書を教務部に提出しなければならない。

2 前項に定める単位の認定は、教授会が行う。

(帰国後の履修登録)

第14条 協定留学を終えて帰国した者は、学期毎に定められた期間内に履修登録を行わなければならない。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、教務部が行う。

(改正)

第16条 この規程の改正は、国際交流推進委員会、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

学習院女子大学私費留学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院女子大学学則（以下「学則」という。）第36条に定める私費留学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「私費留学」とは、海外の大学又は短期大学（以下「海外の大学」という。）との協定に基づかない留学で、第5条第1項及び第2項の手続を経て、学長の許可を得たものをいう。ただし、留学先は、正規の高等教育機関で、学位授与権を有する海外の大学でなければならない。

(留学期間)

第3条 私費留学の期間（以下「留学期間」という。）は、原則として2学期とする。ただし、特別

の事情がある場合は、さらに2学期まで延長を認めることがある。

2 留学期間は、修業年限及び在学年限に算入する。

(留学希望者に対する指導)

第4条 私費留学を希望する者（以下「留学希望者」という。）は、留学先となる海外の大学（以下「留学先大学」という。）の適否及び履修計画について、所属学科の学科主任及び教務委員の指導を受けなければならない。

(留学手続)

第5条 留学希望者は、原則として自身で留学先大学へ出願書類を提出し、入学許可を得なければならない。

2 留学希望者は、留学先大学の入学許可を受け次第、入学許可証を添えて留学願（私費）を教務部に提出し、教務委員会及び教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

3 渡航前に前項に定める手続きが完了しない場合、留学希望者は休学願を学生部に提出しなければならない。ただし、本学が私費留学として許可した場合は、遡って休学の期間又はその一部を取り消すことができる。

(留学期間中の納付金)

第6条 私費留学の許可を得た者（以下「派遣留学生」という。）の留学期間中における本学への納付金は、在籍料のみとする。

2 留学先大学への納付金は、留学先大学の定めるところによる。

(留学期間中の生活状況等報告)

第7条 派遣留学生は、留学期間中、国際交流推進センターへ定期的に生活状況等の報告を行わなければならない。

(留学期間の変更)

第8条 派遣留学生が留学願（私費）に記載した留学期間を変更しようとする場合は、父母保証人を通じて留学期間変更願を教務部に提出し、教務委員会及び教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(留学の中止)

第9条 派遣留学生が留学期間中に特別の事情により留学を取りやめようとする場合は、前条の規定を準用する。

(留学許可の取消し及び処分)

第10条 本学は、留学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、留学許可を取り消すとともに、学則に基づき処分を行うことがある。

- 一 提出書類に虚偽の記載がある場合
- 二 許可なく留学途中で留学期間、留学先等を変更した場合
- 三 その他学生としての本分に反する行為があった場合

(単位の認定)

第11条 私費留学を終えて帰国した者のうち学則第30条及び第31条に基づく単位の認定を願い出る者は、留学した大学の成績証明書及び当該単位認定に係るシラバスの写しを添えて、単位認定申請書を教務部へ提出しなければならない。

2 前項に定める単位の認定は、教授会が行う。

(帰国後の履修登録)

第12条 私費留学を終えて帰国した者は、学期毎に定められた期間内に履修登録を行わなければならない。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、教務部が行う。

(改正)

第14条 この規程の改正は、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、平成24年度以前入学者の私費留学期間中における本学への納付金は、授業料のうち在籍料相当額（60,000円）とする。

学習院女子大学ダブルディグリー留学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院女子大学学則（以下「学則」という。）第36条に定めるダブルディグリー留学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一 「ダブルディグリー」とは、海外の大学との協定に基づき、学習院女子大学（以下「本学」という。）の学生が留学し、それぞれの大学で修得した単位の一部を両大学が相互に単位認定することにより、両大学の学位を取得できる制度をいう。

二 「ダブルディグリー留学」とは、ダブルディグリーに関する協定に基づく留学で、第5条の手続を経て、学長の許可を得たものをいう。

(留学期間)

第3条 ダブルディグリー留学の期間（以下「留学期間」という。）は、2年次秋学期から留学する場合は原則として5学期、3年次秋学期から留学する場合は原則として4学期とする。ただし、特別の事情がある場合は、延長を認めることがある。

2 留学期間は、修業年限及び在学年限に算入する。

(帰国後の在籍期間)

第4条 2年次秋学期から留学し、ダブルディグリー留学のプログラムを終えて帰国した者は、本学に2学期以上在籍しなければならない。3年次秋学期から留学し、ダブルディグリー留学のプログラムを終えて帰国した者は、本学に1学期以上在籍しなければならない。

(募集及び選考)

第5条 ダブルディグリー留学を希望する者（以下「留学希望者」という。）は、別に定める期日までに、所定の出願書類を教務部に提出しなければならない。

2 選考は、書類審査及び面接試験により、教務委員会が行う。

3 留学の決定は、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

4 渡航前に前項に定める手続が完了しない場合、留学希望者は休学願を学生部に提出しなければならない。ただし、本学がダブルディグリー留学として許可した場合は、遡って休学の期間又はその一部を取り消すことができる。

(選考結果の通知)

第6条 教務委員会は、留学希望者の選考結果を、本人に通知する。

(留学期間中の納付金)

第7条 ダブルディグリー留学の許可を得た者（以下「派遣留学生」という。）の留学期間中における本学への納付金は、在籍料のみとする。

2 留学先大学への納付金は、留学先大学の定めるところによる。

(留学期間中の生活状況等報告)

第8条 派遣留学生は、留学期間中、国際交流推進センターへ定期的に生活状況等の報告を行わなければならない。

(留学期間の変更)

第9条 派遣留学生が第5条の出願書類に記載した留学期間を変更しようとする場合は、父母保証人を通じて教務部に留学期間変更願を提出し、教務委員会及び教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(留学の中止)

第10条 派遣留学生が留学期間中に特別の事情により留学を取りやめようとする場合は、前条の規定を準用する。

2 留学を取りやめた場合の取扱いについては、別に定める。

(留学許可の取消し及び処分)

第11条 本学は、派遣留学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、留学許可を取り消すとともに、学則に基づき処分を行うことがある。

- 一 提出書類に虚偽の記載がある場合
- 二 許可なく留学途中で留学期間、留学先等を変更した場合
- 三 その他学生としての本分に反する行為があった場合

(単位の認定)

第12条 ダブルディグリー留学のプログラムを終えて帰国した者のうち学則第30条及び第31条に基づく単位の認定を願い出る者は、留学した大学の成績証明書及び当該単位認定に係るシラバスの写しを添えて、単位認定申請書を教務部に提出しなければならない。

2 前項に定める単位の認定は、教授会が行う。

(帰国後の履修登録)

第13条 ダブルディグリー留学のプログラムを終えて帰国した者は、学期毎に定められた期間内に履修登録を行わなければならない。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、教務部が行う。

(改正)

第15条 この規程の改正は、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、平成24年度以前入学者のダブルディグリー留学期間中における本学への納付金は、授業料のうち在籍料相当額（60,000円）とする。

附 則

この規程は、平成29年1月26日から施行する。

学習院女子大学生の協定留学及び私費留学に関する内規

(留学願出の条件)

第1条 協定留学又は私費留学（以下「留学」という。）を願い出る場合は、原則として入学後2学期以上在学し、その間、学習院女子大学（以下「本学」という。）の授業を履修していなければな

らない。

- 2 前項の規定にかかわらず、編入学者、再入学者及び転入学者が留学を願い出る場合は、入学後1学期以上在学し、その間、本学の授業を履修していなければならない。

(留学先の条件)

第2条 留学先は、本学と同等の学位授与権のある大学又は当該大学の付置機関でなければならない。ただし、留学プログラムの内容によっては認めないことがある。

(単位認定)

第3条 留学期間が含まれる学期に履修しなくてはならない基礎演習及び国際文化交流演習（海外語学研修）並びに専門演習は、これを本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、所定の単位を与えることができる。ただし、専門演習は4単位を限度とし、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数の上限は、学習院女子大学学則（以下「学則」という。）第31条の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学則第30条第1項に基づき本学における授業科目の履修により修得した単位に算入することができる単位数は、編入学者については15単位を限度とする。

(留学後の在学)

第4条 留学を終えて帰国した者は、留学期間終了後1学期以上在学しなければならない。

(改正)

第5条 この内規の改正は、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行に伴い、学習院女子大学生の国外留学に関する内規（平成21年4月1日施行）は、平成28年3月31日をもって廃止する。

平成29年度教務委員一覧

所 属	教務委員
日 本 文 化 学 科	今 橋 理 子 教授
	清 水 敏 男 教授
国際コミュニケーション学科	中 島 崇 文 教授
	羅 京 洙 准教授
英語コミュニケーション学科	萱 忠 義 准教授